

議案第 33 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建物

所在	伊賀市寺田 952 番地
構造及び面積	寺田公民館 鉄骨造平屋建 87.89 平方メートル

2 相手方

伊賀市寺田 956 番地

寺田区

区長 古 川 勉